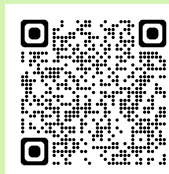


こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

- 就労要件を問わずに利用可能
- こども1名につき月10時間利用可能
- 全国どこでも利用可能

リフレッシュする時間が欲しい、こどもに園生活を体験してみたいなど理由は問いません！



こども誰でも通園制度

預
か
り

【対象者】

①保育所等を利用していない
0歳6カ月から2歳の誕生日
までのお子さん

広域利用のみ可能

②保育所等を利用していない
2歳の誕生日の翌日から
3歳の誕生日の前々日までのお子さん

別海町実施施設と
広域利用が可能

※施設によって、利用料金や利用時間が異なります。

※広域利用とは、別海町以外の施設を利用することです。



【町内での利用にあたって】

実施施設

別海くるみ幼稚園

🏠 別海旭町206番地
☎ 0153-75-2524

利用時間等

平日午前9時～12時
1日最大3時間利用可能
1時間につき300円

利用の流れ

①役場窓口へ認定申請書を提出
またはつうえんポータルにて申請



②町より認定証及びつうえんポータルの
アカウント発行



③つうえんポータルにて誰でも通園の申込



④利用に伴う料金の支払い

